

事務連絡
令和3年5月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その3）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「コロナワクチン」という。）の迅速な接種のための体制確保に係る医療法（昭和23年法律第205号）上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（その2）（令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）等においてお示ししているところである。

今般、コロナワクチンについて迅速に多くの国民に対して接種することの重要性に鑑み、新たに医療法上の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとするので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

地方公共団体が地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために必要と判断した場合には、従前の医療法の取扱いにかかわらず、以下のとおり

とする。

市町村（特別区を含む。）が開設したものであってコロナワクチンの接種を実施する医療機関又は市町村（特別区を含む。）との委託契約等によりコロナワクチンの接種を実施する医療機関（以下総称して「接種実施医療機関」という。）において、他の医療機関等に所属する医師等が予診・接種等を含む予防接種業務に係る医療（以下「予診等」という。）の提供を行う場合（オンライン診療を活用する場合を含む。）などについて、当該接種実施医療機関の管理者の管理責任の下で予診等が実施されるときは、当該接種実施医療機関の業務として実施されるものとして、差し支えないものとする。

なお、他の医療機関等に所属する医師等による予診が、オンライン診療の活用により接種実施医療機関外から行われる場合であっても、当該予診と接種実施医療機関が行う業務が時間的に近接して行われ、かつ、常時連絡を取れる体制を確保する等、接種実施医療機関の管理者の管理責任の下で一体的に医療が提供されるよう、留意すること。

また、この場合、当該接種実施医療機関から予診等を行う医師等が所属する医療機関等に対して、必要な経費を支払うことも差し支えない。